

令和3年度第5回子ども・子育て支援会議
議事録

日 時 令和4年1月26日（水）午後6時30分～午後8時

場 所 日野市役所5階505会議

出席者 委員 曾我部委員、清水委員、名取委員、伊野委員、太田委員、田原委員、
柴田委員、佐々木委員、土屋（早）委員、原嶋委員、青嶋委員、
藤浪委員、田中委員、小瀬委員、小陳委員、小林委員、中田委員

事務局 飯倉子育て課長、木暮子育て課課長補佐、旗野子育て課係長、佐藤子育て課主事、綿貫保育課長

欠席者 佐藤委員、土屋（和）委員、村田委員

傍聴者 なし

（開 会）

会 長

ただいまより、令和3年度第5回日野市子ども・子育て支援会議を開催します。
まず、本日の委員の出席状況、会議の傍聴希望の報告等を事務局からお願いします。

事務局

本日の出席状況ですが、土屋（和）委員、村田委員、佐藤委員の3名の方から欠席のご連絡をいただいています。また、名取委員がまだお見えではないため、出席者は現在16名で、半数を超えています。事務局の出席者は5名、本日の傍聴希望はございません。

会 長

過半数の出席を満たしていますので、本日の会議は成立となります。

まず次第1. 会長あいさつとありますので、簡単に挨拶をさせていただきます。今回は第5回ということで、本年度最後の会議になります。ここで一区切りつけるという意味も

ありますし、継続して次年度のことも踏まえて生産的な議論ができればと思っています。コロナ禍で、このような対面形式での会議はなかなか難しいと聞いています。換気をし、距離もいつもより空けていますので、1時間半程度ですがいろいろと生産的な議論、話ができればと思っています。ご協力の程よろしくお願いします。

では次第2. 報告事項の前に、配布資料の説明などを事務局からお願いいたします。

事務局

本日の配布資料についてご案内します。

資料1. 「令和4年度学童クラブ入所申請状況について」、資料2. 「令和4年度放課後子ども教室ひのっちの再開について」、資料3. 「第4回支援会議 グループ討議まとめ」、資料4. 「日野市子ども条例委員会の在り方について 検討のまとめ」、資料5. 「令和4年度子ども・子育て支援会議 開催日程案」、以上の5点に加えて、本日の次第を机上に置かせていただきました。

会長

では次第2. 報告事項に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

「令和4年度保育園の申請状況」について、口頭で報告をさせていただきます。

令和4年4月の保育園の申請状況ですが、申込件数は1,125件です。ちなみに、昨年度は1,157件で、昨年度より32件減少しています。ここ数年、申込件数は減少傾向にあります。簡単ですが以上となります。

事務局

「令和4年度学童クラブの入所申請状況について」報告をさせていただきます。資料1をご覧ください。

昨年の秋、10月から受付をスタートし、来月2月初旬に決定通知書を発送する予定で現在審査の方を進めています。資料の表は、下の方から令和元年度、上の方に行くに従って令和4年度という形になっています。ただし、令和4年度については令和3年12月7日時点の申請状況の数字となっています。令和3年度の入所児童数2,043人と比較しますと、令和4年度については2,242人と、約200人の増加となっております。例年、施設整備を実施しており、定員確保数は2,564人ということで、全体的には定員枠を確保して

いますが、入学する学校で入所する学童クラブは決まってくるので、地域によっては定員ギリギリの状態となっているところもあります。

申請数が増加した理由は推測になりますが、これまで子育て世帯、特に女性の就業率というのが上昇しており、入所児童数はずっと増加をしてきました。ここ10年間で、学童の児童生徒は約1.5倍以上になっています。一方で、令和2年度については感染症の収束に目途が立たない中で、企業等の生産活動が縮小し、休業や解雇、雇い止め等により大幅に雇用者数が減少しました。また、労働時間のカットやテレワークの促進により、令和3年度の入所児童数は増加せず、その前の令和2年度並みということで、変化はありませんでした。ただ、令和4年度に向けては200人増えたということで、おそらく感染者数が秋に減少したことと、企業活動再開への期待感というところから、入所児童数が大きく増加したものと推測されます。

またコロナ禍により、放課後子ども教室「ひのっち」が「新たな放課後子ども教室」として規模を縮小して実施していましたが、本来はひのっちで過ごすことのできる児童も念のため学童クラブに申請したということが、学童クラブの入所児童数の増加に影響したというように考えています。

今後の取り組みとしては、引き続き利用者が増加する見込みのある学童クラブについては、育成環境を職員体制も含めてしっかり対応していきたいというふうに考えています。ただ、放課後の居場所は学童クラブだけではなく児童館などもありますので、感染状況を考慮しながら児童館の利用拡大と、放課後子ども教室「ひのっち」の再開に向けて現在準備を進めています。

事務局

令和4年度放課後子ども教室「ひのっち」の再開について、報告をさせていただきます。

放課後子ども教室事業については新型コロナウイルス感染症対策として、休校による一時休止を経て、令和2年度2学期から利用対象を「どうしても居場所が必要なお子さん」に限定し、規模を縮小した「新たな放課後子ども教室」として、事業を実施しています。

資料2では、放課後子ども教室の過去3年間の利用状況を比較しています。休校や始業日の延期などを含むため正確な比較ではなく参考値ですが、令和元年度がコロナ禍以前の「ひのっち」、令和2年度、3年度が「新たな放課後子ども教室」の状況ということでご覧ください。上の表は月ごとの全校延べ参加者数と、カッコ内は1日1校あたりの平均人数、そして下の表は全校の登録者数の比較になります。利用制限を設けたことで、令和元年度に比べ2年度は1割以下、3年度は多少の増加はしていますが1割から2割程度の延べ参加者数となっています。登録者も、ほぼ全ての児童が登録していた令和元年度と比べると、1、2割程度の登録となっています。

裏面の表は学年別の参加内訳になります。傾向としては、3年間のいずれも1年生から3年生の低学年が利用者のメインとなっており、これは学童クラブの利用対象者と同じ学年層になっています。従来のひのっちは、全ての児童を対象とした自由に過ごせる居場所でしたので、学童クラブ在籍児童のお子さんも単発的にひのっちの利用は可能でしたが、基本的には保護者の方のお仕事等ご家庭それぞれの事情やお子さん自身の希望で、ひのっちか学童クラブかの選択が可能であり、利用者のすみ分けができていた状況でした。しかし、感染症対策としてひのっちに「どうしても居場所が必要な」という利用制限を設けたことで、多くの人数が学童クラブに流れているというような状況になっています。

また、ひのっちに来られず、学童クラブにも通われていないお子さんもかなりの数になり、放課後の居場所の選択肢が減ったことで、大半の時間を家で過ごさざるを得ないお子さんは多いのではないかと思います。遊ぶ場所や行動が制限されることで、運動不足による体力の低下や長時間のゲーム・インターネットの利用、孤独感や児童虐待の増加など、子ども達への様々な影響が懸念されているところです。

この支援会議でもひのっちの再開についてご意見をいただいております、第3回会議でご紹介しました「子どもの生活実態調査」でも、子ども自身の切実な声としてひのっちの再開が挙がっています。依然として感染状況は予断を許さない状況ではありますが、子ども達の放課後の居場所の選択肢として、様々な体験の機会として、利用制限のない従来のひのっちを令和4年度から再開することといたしました。

実施場所となる各学校、ひのっちのコーディネーターや見守りを担うボランティアの方々のご協力を得たうえで、引き続きしっかりと感染症対策をとって、利用方法の見直しや工夫をしながら令和4年度はひのっちを実施していきたいと考えています。現在再開に向けて準備を進めており、2月から順次保護者の方への周知等を行っていく予定です。

会 長

ありがとうございました。それでは委員の方から何かございますでしょうか。

委 員

令和4年度の保育園の申請状況について先ほど申込件数を教えていただきましたが、その結果、待機児童がいる、いないということはもう決まっているのかを教えてください。

事務局

現在、利用調整等を行っている最中で、1回目の承諾・不承諾の通知は昨日付けで通知しました。まだ2月、3月と調整は続いています。希望した保育園に決まった方が辞退し

たいとか、空いている施設等にこれから入る、まだ待っている方々と協議しながら進めていったりしますので、最終的に数字が決まるのは令和4年度の5月以降になってしまうため、今はまだ調整している段階になります。

委員

放課後子ども教室について、元の状態に戻るとのことですが、私もひのっちパートナーをしています。コロナの前は子どもが通常で60~70人程度来ていまして、保護者会等になると200人超えということもありました。今の状況でこのままいくと、パートナーがかなり高齢化しているので、感染して危険なのはパートナーかなというふうに、みんなで話したりもします。今、小中学校でも子ども達の感染が出てきたりしているので、やっぱり少しパートナーもピリッとするというか、そういったところもあります。4月以降は感染者の減少を見込んでということでしょうが、4月はまず保護者会があると思うので、そこで200人超えとなると、今は狭い教室を与えられているので、多分収まりきらないという状況がまず起こると思います。また、パートナーの感染やクラスターとか、そういったことに関してはどのようにお考えなのか教えていただきたいと思っています。

事務局

まず、4月の保護者会ですが、保護者会などその日に限定するような形で利用されるお子さんが非常に多いというのは伺っています。学校の方もその点は承知されておられますので、できる限りその日は狭いところに子どもが集中することがないように、場所の提供などをいただけるように、ご協力をお願いをしたいと考えています。

また、パートナーの方の感染ということですが、確かに比較のお年が上の方が多いという現状で、ここで来年度に向けた従事意向調査を行っています。ご指摘のように、非常に不安を抱えていらっしゃる方もいるということはこちらとしても承知しています。既にできる限りの感染症対策は現場で行っていただいているので、これ以上何をどうしたらということでは私達も考えていて、正直なところ、ここまで変異株による感染拡大が起こったことは想像を超えてしまっているような状況ではあります。4月以降は比較的感染が落ち着いていくだろうという見込みと、3回目のワクチン接種も始まっていますので、そういった点で少しでもパートナーの方々のご不安を払拭できるように、こちらとしても様々な情報提供に努めていきたいと考えています。

委員

通常より広いところを貸していただけるということですが、保護者会になると体育館ですとか広いホールのようなところが保護者の全体会で使われてしまって使えない状況になるため、狭い教室の中でということが通年でした。雨でなければなるべく校庭に出すという手もあるのですが、4月は結構雨が降ったりするので、今までの状況を考えると、なかなか難しいのかなということもあります。その辺のところをまたこれから考えていただければと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。もうそんなに日数もないかと思しますので、できる限り速やかに学校へご協力の取り付けなどを進めていきたいと思っています。

委員

今、お話が出たように、来年度ひのっち再開となると確かに4月の最初に保護者会があります。今学校では来年の計画を立てているところですが、ひのっちの再開を先にしてからその後に保護者会になるようにしようねと、まさにあてにして計画を立てているところです。けれども、自分の学校で考えると、場所の問題は本当に難しいです。雨が降ってしまうと本当に行き場所がなくなってしまいますので、それぞれの学校の方に早め知らせ、学校の方でも検討してもらうようにした方がいいかなと思います。私も校長会か何かでちょっとお話ししておこうかなと思います。

質問として1点。先ほどパートナーさんの感染に対する不安というお話がありました。しばらくひのっちとしての活動をしていなかったために、ひのっちと学童保育の違いだとかその辺が分からない保護者も増えてきているのではないかと思います。

ひのっちはパートナーさんが全部預かってくれて全部やってくれるという勘違いを保護者にされてしまうと、パートナーさんも少ない人数でやってくれていますから、ひのっちの再開にあたっては、そのあたりの周知の仕方ですとか、その辺をしっかりと慎重にされた方がいいのかなと、老婆心ながらそう思いまして述べさせていただきました。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。確かに、令和4年度になりますと、新たな放課後子ども教室しか経験していなかった1、2年生及び初めて入学をするお子さんがメインということで、ひのっちの事業趣旨については懇切丁寧に説明をしていかなければいけないと考えています。

新1年生の入学説明会と在校生の保護者の方宛てに、それぞれひのっちの手引きを配布し、事業の周知を図る予定です。基本的にひのっちは1度登録をすると卒業するまで有効で、既に新たな放課後子ども教室や以前のひのっちで登録をいただいている方もいますが、再開に合わせて改めて利用を希望される方全員に登録をお願いします。原則電子申請での登録で準備を進めていまして、その登録手順の中にひのっちの趣旨について同意をしていただく項目を設け、そこで趣旨説明をした上で確認をしていただきます。また、先ほどお話しした配布する手引きについても、学童や新たな放課後子ども教室との違いについての説明を、丁寧にする予定です。

ただ、やはり文章に書いただけではなかなか保護者の方のご理解というのは難しいかと思しますので、まだこれからになります。各学校のご協力を得てメール配信ができればということも考えているところです。引き続き校長会を通じて先生方にはご協力をいただき、パートナーさんやコーディネーターの方のご負担やご不安を少しでも払拭できるような形で進めていきたいと思っています。

委員

保育園の申請状況について、申請者数が1,125件とありますが、これは継続申請も含めた申請数ということでしょうか。

事務局

こちらは新規のお申し込みになります。新しくこの保育園入りたいとか、転園したいという方の数字も入っています。

委員

学童の入所児童数と差が結構あるという点が気になったので、質問させていただきました。それでは学童の入所児童数について継続は含まれていないということでしょうか。

事務局

学童は毎年継続の方も新たに申請が必要となりますので、この数は1年生から3年生全ての数となっており、新規も継続も入っています。

会 長

では続いて次第3. 審議事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

審議事項の子ども条例委員会の在り方について、説明をさせていただきます。日野市子ども条例第20条にある「子ども条例委員会の設置」について、この子ども・子育て支援会議において、様々な立場で子どもに関わっておられる委員のみなさまからご意見をいただき、整理をしたいと考え、進めさせていただいているところです。

第4回の会議では、子どもの権利についての理解をさらに深めたいということで、会長である田中先生にその背景についての講義をお願いしたところです。これまでのグループ討議で多かった疑問やご意見への解説などもいただきました。

前後しますが資料4には、これまでの審議の中でここが気になる、ここはちょっと理解できない、ここが分からないというポイントがいくつかあったかと思いますが、先生のお話を聞く中でかなり整理できたと思いましたので、少し抜き書きのような形でまとめさせていただきました。こちらの方はまた後でご確認いただければと思います。

資料3に戻りますが、先生の講義を聞いた後に質疑応答や、グループに分かれて、子どもの権利の主張をわがままや甘えと思うのはどんなときかということや、子どもの権利が認められていないと思う事例などについての意見交換をしていただきました。意見交換の後に各グループからの発表もしていただきましたが、その発表には載せきれないご意見もありましたので、事務局の方で記録したものを資料3という形にして本日配布させていただきました。当日の配布となってしまうので、また後でゆっくりお読みいただければと思います。

第2回の会議でもグループ討議をしていただき活発な意見交換をしていただき、みなさんすごく関心が高いなというふうに思ったところですが、第4回会議のグループ討議でいただいた意見と少し比較してみますと、子どもの権利についての意見が具体的に変わったなど、かなり自分に引き寄せた具体的なご意見に変わってきたのではないかなというふうな印象を持ちました。また、自分に引き寄せたというところでは、やはり親ですとか保護者など子どもを養育する立場にある方が多くいらっしゃいますので、そういった立場での迷いですとか、悩みのような具体的なご意見が多かったなというように思いました。最初のうちはただひたすらにみなさん悩んでいるな、迷っているなと、私自身も同じように思っておりましたが、先生の話などを聞く中で、それは決してマイナスなことではないのではないかなというふうに感じました。成長途上である子どもの最善の利益について、子どもを保護し、教育する立場の大人が子どものために真摯に考えている姿だと思いい、それは決して悪いことではなくて、むしろ当たり前のことなのかなというふうに感じたところです。

また、子どもにとっての最善の利益の判断が非常に難しいというご意見もありました。やはり考え方は人それぞれである、立場によっても違うという意見をたくさんいただいています。

また、子どもの権利について、保障する第一義的責任は親であるという言葉の重みにも意見をたくさんいただきました。重すぎるという意見をいただいたところではありますが、お話を聞いていく中で、これは親に責任を負わせるための文言ではないのではないかと。考え方は立場や人によってそれぞれですので、これは親に責任ではなくて権利として、子どものことを第1に考える権利を持たせているのではないかというふうに私は感じたところです。その辺りを個人的に調べたりもしてみましたが、みなさんどうお考えだったのかはそれぞれかと思えます。いろいろな意見をいただいている中で、必ずしもそうではないのかなというように思ったところです。

私自身の感想になってしまいますが、子どもの権利についてこの間学ばせていただいて、子どもに関わる保育や学童クラブ、ひのっちといった事業をやっているところですが、子どもにとってどうなのかという視点を少し身につけてこられたのではないかと考えています。事業をやる行政の立場として、こうしたらやりやすいとかではなく、子どもにとってどうなのかという視点を、少し身につけられたと感じています。

まさに子ども・子育て支援会議自体が、もう既にお持ちの方もおられるかとは思いますが、子どもにとってどうかという視点を持って、委員のみなさんには各事業のご審議をいただければということをご改めをお願い申し上げます。

私の感想が長くなってしまいました。子どもの権利についての理解を深めてきたところですが、そもそもこの目的は、冒頭申し上げたとおり、子ども条例委員会の在り方の検討ということでした。子ども条例委員会の役割、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護の状況、子どもの健全育成環境の状況についての検証というのはどうしたらできるのかということの検討を進めるということが目的でした。令和4年度末まで、もう1年ありますが、そこを目標に進めさせていただいているところです。

まだ具体的な検証の検討にまでいたってはいませんが、本日が令和3年度の子ども・子育て支援会議の最終回となりますので、一旦どこまで進んできたのかということをご整理させていただきたいと思っています。改めて、資料4をご覧ください。

めくって2枚目の下段、右下に6と記載のあるスライドをご覧ください。これまでの審議で、日野市子ども条例とはそもそも何なのかということが少し明確になったのかなというふうに考えています。少し違う字体になっている部分ですが、これは、田中先生が講義の中で子どもの権利条約についてご説明されたものです。日野市子ども条例というのは、基本的にはこの考え方だろうというふうに今回考えています。理想を定めているものではない、子どもが現実直面している問題を権利の視点から解決していくためのルールである。このルールを共有することで、問題を解決していくんだという、理想ではなく、

非常に具体的な実施をするものがこの子ども条例であるということが明確になったのかなと思っています。この中で、ルールを共有することで問題を解決する。共有と解決ということ 키워ドとして整理をしてみました。

1枚おめくりください。まず、共有です。日野市子ども条例、また、子どもの権利についての共有がやはり必要だろうというふうに考えました。こちら先生言葉にありましたが、権利侵害があまりにも一般化していると、それを権利侵害と認識することは難しいと。権利を知らなければそれが侵害されていることも分からないということは非常に大きな問題なんだろうというふうに考えました。日野市の子ども条例、子どもの権利については、知られていないというご意見をたくさんいただきました。その下の8のスライドの方には、いろいろいただいた意見も少し抜き書きという形で載せています。こちらのご意見を参考にしながら、まず令和4年度は子どもの権利、子ども条例というよりは子どもの権利について理解を深めるための取り組みに力を入れていきたいと思っています。子ども自身が理解できるようなやさしい物はできないか、どういったところで紹介すればいいのか、そういったご意見をたくさんいただきましたので、参考にさせていただきます。

また、委員の方から、子ども条例を知られることが最終的な目的ではないだろうというご意見もいただいています。実際に、ひとりひとりの大人や子どもの振る舞いがどういうふうに関係が繋がるのか。目標を、その条例を知ってもらえばいいという、そこに置くのではないというご意見ですが、そこを見誤らないようにしたいと思っています。

次ページに進みます。共有した後、解決ということですが、この解決というのは、まず個別のものについては相談や救済といった体制をつくるというのが、子ども条例に書かれています。また、個別だけではなく、全体に日野市がどうなのかということについての検証をするのが子ども条例委員会です。検証したらそれを市長に提言して、市や関係者はそれに応じて対応していかなくてはならないと書かれています。子ども条例委員会について審議をいただいているところですが、子ども条例委員会のなすべきことはこれだということが、位置づけとしてはっきりしたのかなと考えています。これについてまだ具体的な検討にまでは進んでいませんが、これまでのご審議の中で意見も一部いただいていますので、10のスライドに載せました。

子どもの貧困に関するアンケート調査の結果を紹介させていただいた中で、市ではこういったアンケートをたくさんとっているの、そういった中から項目を紐付けて、関連付けていくということもできるのではないかとご意見をいただきました。参考までに、日野市の計画は本当にたくさんあるのですが、子どもに関連するような主だったものだけでもこれだけありますので、こういった計画を作る際に、やはりアンケートなどを実施することが多いです。こういった計画やアンケートの中から少し様子を見ていくということもやってみたいと思います。

また、子ども自身の意見も聞いてみたいです。子どもが自分について意見を表明することが非常に大事だということも、分かってきました。分かっていなければならなかったことですが、改めて分かりましたので、自分たちのことを大人だけで決めるのではなく、子ども自身が表明するような、そういった機会も必要ではないかと考えました。

この間、3回に渡って先生の講義も含め、たくさんのご意見をちょうだいしてきました。本日が令和3年度最後の会議になりますが、現在のまとめとしてはとりあえずここまでで、令和4年度も引き続き今度はこの具体的な検証について入っていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

会 長

今の事務局からの説明等ですが、今日の審議事項はこれがメインになっており、令和3年度の会議は今日で最終回となります。今回の説明や、前回の私の講義、あるいはグループでの討議などを踏まえて、ご意見あるいは感想をコメント的なものでいいので、お一人ずつお話いただければと思います。

私自身が思っているのは、自分が前回話したことよりも、委員のみなさまの方が本当に個別的に、具体的に、实际的に子どもの権利やそれに関わるようなことを経験されているかと思います。だから、今の説明を受けながらそこで思ったことや考えたことを、今日は最終回ですけども次年度は継続性を持って、会議ではいわゆる子どもの権利を真正面に捉えて進めていくということが日野市の課題になっていますので、そんなことを踏まえて、それぞれ1人ずつお話いただければと思っています。

すぐぱっとまとまってお話というのはなかなか難しいものだと思いますので、1回とは限らずご発言いただいて、また他の方の発言を聞きながら、先ほど言い洩らしたけれど、いい話だけどういうこともあります、こうですなどというのを重ねながら、そういった話をして終わりにしていきたいと思っています。グループだと話しやすいかもしれませんが、こういう形でも気軽に話していただければというふうに思っています。

委 員

来年度の審議事項である子ども条例委員会の在り方の進め方に関して、事務局の方から、子ども自身が意見を表明できる機会を持たせるようにしていきたいというご発言があったことを大変心強く思いました。

私自身は、市内の学習塾で中学受験、高校受験の子ども達と主に日頃接しています。コロナ禍で、特に課外活動、学校行事の面でいろいろな制限がかかり、この状況が続くと、いわゆる学校らしいことをあまりできないまま多感な時期を過ごしてしまう子どもが多く出てくるのではないかと懸念しています。

そうした中で、これは主に海外の話になってしまいますが、例えば、イギリスでは子どもアドボケイトという制度があり、こういった子どもの意見を求めることが必要になる場面で、子どもの意見をいろいろな話し合いなどの場面で代弁するような方々がいます。日本では一部自治体の取り組みとしては事例がありますが、制度として広まっていないのが現状です。特に、この子ども条例、あるいは子どもの権利ということは今後話をしていく中で、我々大人が知恵を尽くすことも大事ですけれども、子ども自身が何か会議に加わるとか、調査をするとか形はいろいろあると思いますが、子ども自身が意見を表明し参画してもらえるような機会を持つことはすごく大切だと思いますし、私も引き続き委員として、その営みに関わっていかれたらと思っています。

委員

私も、子ども自身の意見を聞きたいというのは、取り組んでいただけたらすごく嬉しいなと思うところです。市と保護者と一緒に立ち上げた「いのちのプロジェクト」というものがあります。そこで過去3回ほど、大人と中学生の対話の機会や、そこに小学生も入れて大人と中学生と小学生との対話の機会や、その後、中学生と小学生に任せてみようということで、第3回目は小学生と中学生だけでお話をしました。4回目以降がコロナの影響で開催できていなくて、今ちょうどこのフロアの廊下に貼ってありますが、大人から子ども達への愛情メッセージという形で、コロナ禍でもできることを昨年に行いました。

やはり子ども自身の意見を聞く機会はすごく重要で、子どもが実際に参加した会議の熱量がものすごく、そこに保護者や先生も含めオブザーバーとして参加している子ども達の後ろで見ていたりもするのですが、子どもがこんなにしっかりした意見を出せるということにびっくりしたという感想がすごく出てきました。中学生はまだちょっと予想していたというか、そこまで考えられるんだな、すごいことを考えているんだなという意見が出てくるんですけど、そこに6年生と一緒に混ざって話していても、こんなにしっかりした意見を出せるんだと。中学生がうまく引き出してくれたというのもありますが、そういった機会を持つことができたすごく良いプロジェクトだったなと思っています。コロナが落ち着いたらぜひまたやりたいなと思っているのですが、どうしてもいのちのプロジェクトというと、生きる力、気仙沼に行くプロジェクトの参加者からの流れが多いので、防災とか震災に対する活動の方の命の話ばかりになってしまっています。もっと日常的に自分達の生活と命の関わりというところに話を持って行けたらいいねというのが今のプロジェクトの中での反省というか、今後の期待するところだったので、そういった話を持っていくときに、子ども達に、日野市には子ども条例というのがあって、これについてみんなで話してみる機会を今度設けようと思っているからというような流れで持っていかれたらすごく良い話し合いができるのではないかなと、勝手に自分が参加しているプロジェクトで絡ませていただこうかなと思っています。

委員

日野市子ども条例を作ったときに、大人会議と子ども会議というものがあつたと伺っています。それで、当時子ども会議に参加していた子ども達は、今は多分大人になっているのではないかなと思っているので、ぜひその方達の話を知りたいなと思っています。当時、子どもだった自分が作ったものが今、思い描いている通りになっているのか、どう捉えているのかというところをすごく聞いてみたい。もし連絡が取れる人が1人でも2人でもいるようでしたら、私はすごく興味があります。

そして、前回田中先生の話を知り、やはり学ぶことで自分の血となり肉となっていくことをすごく感じました。広報活動という、やはりどうしても明日になると忘れてしまうかみたくあるところがあって、私なんかだと興味がないものは頭の中を通過してしまいます。広報も、広く知ってもらおうというのも大事なんですけども、やはり興味ある方に深く知ってもらおうという、量と質というその両面がとても大事だなと思っています。ぜひ大人も学び続けるという機会を作っていただけたらと思っています。

委員

子ども自身が表明する機会が必要ということで、私もそれについては大賛成なんですけど、その表明できるお子さんというのは、多分大した問題がないと言ったら失礼ですが、やはりいじめとか虐待とか、その他の不利益というものは表面化しないものの方が実は深刻だったりします。例えば、相談や救済を求めることができる体制の整備ということなんですけれども、その相談や救済、助けてと言える子どもはそんなに深刻ではなく、そういうことを言えない子、家にこもっている子や学校に登校できない子の方が、実は本当に深刻な問題を抱えている場合が多いので、そういったところをどうやってすくい上げるか。子ども達にとってというか、その全体を見渡したときに、表明できないお子さんの方が救いを求めてというか、本当に救いを必要としているのではないかなというふうに思っています。最終的には市長に提言ということなんですけど、そこまで行き着くまでに、不登校がない学校はないと思うので不登校のところとか、家庭での問題、学校で問題を起こす子など、そういったところを解決していく。その子たちを救ってあげることがやはり大事なのではないかなというふうに個人的には思っています。

委員

前回出られなかったもので、今、資料を見させてもらっていますが、子どもの権利、いわゆる子どもの主張というか、それと親の責任とのしぎ合いというか、難しいのかなと思っています。

今、小学生のお子さんとかとはあまり関わりがないので、いつも会議に出るときは自分の子どもが小学校のとき、自分との関わりはどうだったかなと思い出しながら発言していました。Nintendo Switchを買い与えるかという話がありましたが、自分の時は、与えるとゲームに集中してしまいますから、こちらではなるべくやらせないよう、勉強を頑張ったら買ってやるとか、そっちにしむけるんですが、子どもは欲しいので結局祖父母に買ってもらったということがありました。それで、ゲームの時間を制限すると、子どもは制限しないでやりたがります。そうは言ってもきちんと躰をして、親の期待としてはちゃんとした大人になってほしいと思ったものですから、結局せめぎ合いです。この子どもの権利と親の責任というところのしのぎ合いというか、そこは本当に難しいなと思いますし、子どもが言うことを聞かなければ声を荒げて注意をしたりもしましたが、それは子どもの権利の侵害なのか。反省なのか自問自答なのか分かりませんが、そういうのがあって、これは昔から、私の子どもが小学校の時代のときから今にいたるまで難しい問題だなというふうに思いました。

委員

この子ども条例、前回もみなさんとグループで議論しましたし、先ほども説明がありました。みんなで情報を共有して解決に向かうというこの流れは、子ども条例に限らず、やはり共有をして議論してというのが何でも必要になってくると思うんです。先ほどもお話にあがっていましたが、そういうのって興味がなくなったりするとなかなか目が向かなかったりします。やはり共有する手段とか、そういったところだと思うんです。この子ども条例について、今回、知識としては入ってきましたけれども、なかなかこういう機会がないとこうした議論をする場もないと思います。だから、そういうことを、地域活動でもそうですが、みんなでその議論する場とか共有する場、それからどんどん広めていかなければいけないのかなとは思っています。それで解決というか、向かっていくのかなと思いました。

委員

この子ども条例について、冬休みに幼稚園で職員にこういうのがあるよという話をし、みんなで共有しましょうということをしました。実は、私自身もそこまで深くきちんと咀嚼できているか分からないところだったのですが、これを読んだり感想を聞くと、やはり幼児ですから、権利をどうやって守るとするか、そこを認めてあげられるのかとか、小さいから逆にしつけであるとか、そういうことは教えなければいけないこととか出てくるし、なかなか幼児というところでは難しいものもあるよねという話が出ました。私達自身ができることは何かということでは、やはり、こういうものがありますよという

発信を保護者の方々にしていくことが大事かなという意見や、保護者の方とよく連携をとらせていただいて、子どもを通して保護者の方と関わりを持って、その中で子どもの権利を認め、守っていくことが大事だよねというような意見が出ましたので皆様にお伝えしたいと思いました。

委員

前回は出席できず、今、資料を見ました。田中先生の講義を聞かれた後の感想とかを見て、やはりこの話をこうやって積み重ねていくことでいろいろ皆さんがご意見を持たれて、みんなそれぞれの感想が頼もしいなというように感じているところです。私自身は小学校に入る前の子ども達を見ておりますが、今ほかの委員の方がお話しになられたように、小学生や中学生の意見を聞いてみるとか、この子ども条例が作られたときに子どもだった方が大人になっていて、その方のお話を聞くとか、いろいろ広がっていくことでこの会議が広がっていくのではないかなというように思いました。またこれを積み重ねていくことがとても楽しみです。

委員

私達の認証保育所は、子どもがまだまだ小さくて1番大きい子が5歳児です。この話をするにはとても難しく、保護者会をやったときにでもお話をしようと思えますけれども、今はコロナでなかなか集まらない状況です。職員には、支援会議で子ども条例の話が出てるんだけどどう思うと聞いてみました。子どもを育てていくうえで、しつけと言ったら申し訳ないけど、ルールはルールで守らなければいけない、保育をしていかなければいけないのに、子どもの権利というものが出てくると、そこで引かなければいけない板ばさみのようになってしまうかもしれないから、子ども条例って難しいねという話をしました。またコロナが落ち着いたら保護者と一緒に、この子ども条例というものについて相談をしながら話し合いをしていきたいと思っています。

委員

いろいろとみなさんのご意見や事務局の感想なども伺いつつ、いろいろ自分の中でも漠然とした思いのようなものがあったのですが、少しずつまとめてみましたのでお話しさせていただきます。

田中先生の講義の中で、私がとても心に響いたというのが2点ほどありました。まず1点が子どもの権利を保障する第一義的責任が親であるというところで、もう1点が権利侵害があまりにも一般化しているとそれを権利侵害と認識することは難しいというお話

で、全くその通りだなと思いました。その中で、日野市子ども条例というものを結びつけて考えていく中で、以前、他の委員の方から、いろいろな立場での振る舞いについてのお話がありました。振る舞いというのがすごく心に響いてしっくりきたのですが、今の自分の振る舞い方が果たして正しいのか、答えというか照らし合わせるものが何か必要だなと思いました。それがなければ、子どもの権利というものがどういうものなのかということに繋げていくことができないのではないかなと思いました。例えば子どもが自分の権利が著しく侵害されているということに気づくためには、そのツールとして何かが必要であり、子どもの権利の保障の第一義的責任が親にあるのだとすれば、親がその子どもの権利を知るためのツールというものが必要になってきます。また、その親が所属している社会が親に責任があるのだということを企業や地域が知るためのツールが必要になってくる。振る舞いという言葉に置き換えれば、子どもがどう振舞ったらいいのかというためのツール、親はどのように振る舞えばいいのかというためのツール、また、企業や地域も親に対して、社会としての責任をどのように全うしていったらいいのか、どのように振る舞えばいいのかというツール、これがこの日野市子ども条例になっていったらいいなと思っています。

今日、会議のファイルを忘れないよう玄関に置いていたんですが、中学生の娘がこの子ども条例のポケット版を見て「あ、それ私持ってる」と言っていました。でも、どこにあったかなと言っていたので、おそらく今の中学生はこれを配布されてはいるけどどこへやってしまったか分からないというような状態のものになっているようです。何かあったときに自分のこの扱いが正しいのか、自分のこの振る舞いは正しいのかというようなことを、それぞれの立場に必要なそのツールとして、個人もしくは家庭が持っていくようなものができたらとても活用しがいがあるかなと思っています。

委員

今年度最後の委員会と聞いて少ししんみりとしてしまったのですが、いろいろ思い返してみると、私はこの会議には何年も参加していますが、日野市の子育てだとか、市全体の話とかをずっと聞いてきて、日野市ってあたたかいなと思っています。日野市は子育てのしやすさもあるんだな、考えてくれているなという印象を強く持っています。そういう中で今回は、日野市子ども条例ということで話し合いをしてきましたが、改めてこの子ども条例というものは日野市全体の中でどこの位置にあるものなのか、どういう使い方をするものなのか、誰がこれを意識するものなのか、その辺を少し漠然と考えています。何かやるときの出発点なのか、ルールブックなのか、根本に立ち戻って日野市子ども条例というのを考えなくてはいけないなということを、今思っています。そもそも、冒頭に言いましたが、日野市は子どもにあたたかい、子育てしやすいというところがあります。そ

の中で、この子ども条例をこれから先どう活かしていくか、どの位置に置けばいいのかというあたりを、これから先しっかりと考えていく必要があるのかなと考えました。

また、みなさんのお話を聞いている中で、私も何点か共感するものがありました。例えば、子どもの声を聞くということは私も大賛成です。普段は小学校におりますので、子ども達の声はたくさん聞いていますが、良い話から、とんでもない話から全て入ってきます。でも、1つ1つが子ども達の思いや考え、あるいはそれぞれの家庭の環境だとか社会だとか、そういった背景の中から発する意見なのだと思います。ですから、やはりその1つ1つは大切にしていきたいなと思いました。本校は600人近くの子どものおりますが、そういった声1つ1つを大切にしていきたいなと思います。特に、その中で先ほどお話があった声が出せない子、確かにそういった子もおります。本校でも不登校の子もおります。そういう子達の思い、声ではなくても感情だとか、その辺も汲み取ってあげなくては行けないのかなと思います。そういったところも含めて、子どもの声を聞くというのはすごくいいと思いました。

先ほど市P協の「いのちのプロジェクト」のお話がありましたが、私もこれには賛成です。同じように「対話プロジェクト」というものもあるので果たしてどちらかなと思ったのですが、ぜひPTAも参画して一緒にやっていければいいかなと思います。そういった話も校長会の担当の校長先生にお伝えしておきますので、ぜひできたらいいかなと思います。

最後にもう1つ、子ども条例、それから子どもの権利ということで、先ほどもルールかという話をしましたが、やはりどうしても重く考えてしまう堅く考えてしまいます。例えば親の責任とありますが、親には子育てをする責任があるんですよ、子どもの権利を守る責任があるんですよ、と言って、責任という重しを乗せられたら保護者は気持ちとしてどうでしょうか。自分には責任があるんだと思ってしまいます。私はいつも保護者のみなさんに、子育てを楽しんでねと必ず言っています。どんなつらいことがあっても、子育てを楽しんでねと。それはなぜかという、保護者自身にやはり自分の生活を楽しんでいただきたいと思っています。その中で、権利をうまく利用すればいいと思います。親としての権利も当然あるわけですから、そういう権利を使って、お母さんやお父さんが笑顔を見せて楽しく生活している姿を子どもに見せるというのが大事かなと思います。ですから、あんまり重く、堅く考えずに、この日野市子ども条例を市民にパーっと広げられるような、その橋渡し役になるような委員会が、これから先続くといいなという気持ちでおります。

委員

重く考えない、堅く考えない。やはり、日によって今日は良いと言ったけれど明日はダメと、子どもに言ってしまうということがあるかと思っています。そういう時にこういうことを知っておくと、この辺までが権利だなと考えられるような柔軟性が増していくのかな

というふうに思いました。いろいろ難しいなと思うこともありますが、こういう議論をする場に参加させてもらうということで学ぶことがすごく大きいので、こういうものがあるよと言うだけではなく、親の人達の会みたいところでこういう議論ができればいいのかなと思いました。

委員

先生が子どもに変なことをして逮捕されたり、母親がいない間に父親が子どもに何かをしたりとか、世の中にはそんなニュースがたくさんあります。さすが今のご時世だなと感じたのが、子どもが母親に、クラスの女の先生がものすごく口が悪くてと伝えるんですが、母親は本当に子どもが正しいことを言っているか分からない。そこで消しゴムサイズの盗聴器を子どものカバンに入れて、子どもの話が本当だったと分かって学校に伝えてニュースになったということでした。こういうことでしか保護者は学校に行っている子ども達を守ることができないのか、今の時代はお母さん達が子どもを守るためにこういったことをやっているのか、そんな時代になっているということをみなさんにご存じでしょうか。

この間、学童の保護者の方を呼んで運営委員会をしたときに、子ども条例のことは知っていますかと聞いたところ、やはり手が挙がった人はあまりいませんでした。ここの会議に出席させていただいて、どうしたら保護者の方に日野市の子ども条例が伝わるかなということばかり考えるようになってしまいました。この子ども条例ポケット版は7月に配られるということですよ？

事務局

子ども条例は中学に入学した子ども達に、ポケット版よりもさらに小さいサイズのものを例年お配りしています。また、7月1日には日野市子ども条例の日ということで令和3年度も庁舎内で展示を行い、そこでポケット版をご自由にお持ちいただけるよう設置していました。

委員

ありがとうございます。なので、例えば図書館に来るお母さん達や子ども達にこんなものがあるんだと目に留まるようなところにポスターを貼ったりですとか、子ども達はみんな筆箱を持っていますから、そこに貼れるようなシールにするとか。お母さんにも言えないことはここに相談していいんだよというような場所があれば、そこに電話したりだ

とか。そういうことがスムーズにできて、子ども達や親が、この子ども条例を広く知ってくれたらいいなと思いました。

委員

私もこの会議にずっと参加させていただいていますが、広く周知させるということが前提ではないかと思いました。そこが出発点ではないかなと思ったのですが、広く知らせると簡単に言うけれど、学校や保育園、幼稚園にお子さんが行っている方はいいとして、PTAを卒業した方や高齢の世代の方等、日野市中にどうやってこれを知らせるんだろう、やはり今子育て中のママパパ、孫がいるおじいちゃん、おばあちゃん達が対象になってしまうのかなかと思いました。

日野市では8地区に分かれて地域懇談会が行われているのですが、そこにはいろいろな団体の方、市民の方、いろいろな方が集まっています、地域によっては子ども達が参加する地域懇談会もあります。青年会議所の方や支援センターの方、PTAの方々もいらっしゃるのです、そういうところでこの子ども条例という議題を挙げて、1度投げかけてもいいのかなかと思いました。あまりにも大きな議題にはなりますが、まずは子ども条例というワードだけでも知ってもらうところから始めて、そこで誰か1人でもそれはいいねと言ったら、そこからまた広げていけばいいのかなと。ふと地域懇談会というものの方が頭をよぎりました。

委員

前回、一中地区と大坂上中地区の地域懇談会に参加させてもらったのですが、保護者の方でも情報をよく得られる方と、情報にたどり着かず得ることができなくて全く知らないという方がすごく多くてという話を聞きました。やはりどこかのタイミングで、この日野市子ども条例というものを必ず知る機会があるといいのかなかと思いました。その内容については、現在の冊子をそのままというよりも、子どもや大人、保護者等それぞれの立場で内容に向かい合えて学ぶことができる、知ることができる機会があったらいいのかなかと思いました。

私やここに参加しているみなさんは、きっといろいろな会議に参加して、いろいろ情報を得ることができる方々だと思いますが、普通の保護者の方はこういった機会がないので、学校だったり何かのタイミングで聞けたらいいのかなかと思います。そうやって知ることができて、自分の振る舞いが正しいとは言わないけれど度を過ぎていないかな、子どもの立場からすれば今の自分の立場ってどうなんだろうとか、そういうことを考えられる時間をとってもらえたらいいのかなかと思います。そして、自分が今こんな現状で困っているとか苦しいこととかを伝えられる場所があったらいいなと思います。

私には高校生の子どもがいますが、小学校のときに学校からSOSのカードという相談や通報ができる電話番号が書いてあるカードをもらってきました。そのカードを連絡袋に入れてあげて、家や学校で困ったことがあったらここに電話するんだよということを伝えました。あとは、いろいろな場所のいろいろな人にお話ができるように、児童館やひのっち、習い事等に行かせたりして、親以外の人に苦しいなということをポロッとと言える窓口を作りました。この人に話していいんだ、こっちに言っていいんだという場所があれば、親には言いづらいこと、学校の担任の先生のことや、例えば自分の親から昨日叩かれたりとかということも含め、そういうことが話せる場所があったらいいのかなと思っていました。

現在、私はひのっちパートナーをやっていますが、遊びに来た子どもが何気ないときにポロッと、自分は学校でちょっといじめられているんだよと話すんですね。それもこちらから聞かずとも話してくれるお子さんもいて、そういうところで話を拾ったときに、パートナーや児童館の先生達がそれを学校に伝えられるように、繋げられたらいいのかなと思いました。

委員

まず、会議を所管する行政の立場として、みなさまに感謝申し上げたいと思います。何回かこの会議で意見交換を行い、本日もお一人お一人から貴重なご意見をいただき、私自身もいろいろな気づきをいただけたかなと思っています。特に、こうした議論をする際に大人の都合で子どもの権利を論じることがないように、こういったところは注意しなければと感じたところです。具体的に当事者の思いを聞いていくことが大事だということは、共通しているのかなというふうに思います。とはいえ、0歳から18歳ということになるとなかなか一律に論じることができず、先ほど幼稚園の先生から、なかなか乳幼児期には難しい話かなというような話もあったかと思っています。

また、意見表明できる子はいいい、そうではない子をどうするかというところが大事だというご意見もありました。乳幼児について私も少し考えてみたところですが、なかなかその権利を表明するといっても分からない。ただ受容されていることですか、安心感とかそういったことが自己肯定感の土台になって、それが自分と他者の権利意識を醸成していく土台になっていくのではないかなというふうに感じたところです。これは個人的な意見ですが、乳児にとっての意見の表明というのは、泣いたりとかぐずったりとかそういう感情表現なのかなというふうに感じたところです。

いずれにしても、この機会を通じて子ども条例を知り、またそれぞれのお立場の中で発信をしていただいているということに改めて感謝を申し上げたいと思いますし、いただいた貴重なご意見をしっかりと次に繋げていくことをやっていかななくてはな

らないかなということのを改めて強く感じました。また引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

会 長

ありがとうございました。

私が前回の会議でお話ししたときには、本当に学生にしている授業の内容で、学生の中にも詳しい人はいますが全く初めての人がほとんどで、そういう立場でこの前はお話させていただきました。でも今こうやってみなさんの意見をお聞きして、学生達もこのぐらゐ深めていろいろな意見を交換し合ってくれたらよかつたなというように思ひながらお聞きしました。

なかなかここで発言するのは難しいというお話もありましたが、発言するということは意見表明なので、そうであればやはり子ども達の意見表明もなかなか難しいと思ひます。その雰囲気作りができるかどうかというのに、まずかかってくるかなと思ひます。いじめとかそれによる不登校の場合も、友達の前で意見表明なんかした途端にまた始まるということもあるかと思ひます。それから虐待も、子ども達は意見表明したいところだけど言ったらお父さんやお母さんにまた虐待されるかもということもあります。なかなかできないのが分かつていて、ではどうするんだというところで、私達は子ども達が意見を表明できるように考えていかなければいけないと思ひます。

ただ先ほどのご意見にあつたように、もっと、責任ということも含めてもっと優しく、柔軟に捉えていった方がいかなと思ひます。

先ほどの言葉を捉えていくと学校とかいじめや虐待とかありましたが、きちんと根拠まで説明できないところもありますが、いろいろと資料を調べていくと、国の違ひもあつたり、考え方の違ひで、子どもの権利の捉え方が違ひることがあります。例えば、親が転勤することになつたとします。普通に日本だと転勤を受け止めた上で、単身赴任なのか、あるいは子ども達を連れて行こうかとなります。これは外国から見ると、転勤を親がすることによって自分もついていかなければいけない、今、楽しく仲間と遊んでいるのにそれが親や会社の都合でそうなることは、いわゆる子どもの権利侵害にもなるという捉え方もあります。転勤はあるものだし、そこについて行くかどうか。これは私達にとってはそう思ひないけれど、ほかの国ではこれもいわゆる子どもの権利侵害になっているといひます。

そもそも日本は、この間お話ししたように世界レベルから言うともだまだ途上で、子どもの権利が侵害されているものが多いです。どうしても豊かだと大丈夫そうだとか、理想を追っているのではないかという捉え方ができてしまひますが、やはり足元から見ていくと、周りで起きていることなのです。先ほど不登校の話も出ましたが、いつも大学の授業で、今全国には不登校児童・生徒がどれくらいいるかと思ひますと学生に聞いています。今教

えているのは1年生で10人くらいに聞いていきました。1人目は1000人と答え、次の人は2000人、次の人は3000人というように答えていきます。答えとしては19万人です。4年ほど前は14万人程度でしたが、1番新しい文科省のデータを調べさせたところ、19万人となっていました。だから、私達がいわゆる子どもの権利と言いながら、一方ではそういうことがどんどん進んでいる。日野市ではどうかということもありますが、やはりそのことの整合性をどう捉えていくかということだと思います。だから、なかなか難しいところもある。

一方で、子どもの権利に関する議論が進んでいかないと実際にいじめも不登校も多くなっているし、不登校児童・生徒が19万という数はどうなんだということですね。そんなところを話しながら進めていくところで、先ほどのシールをあちこちに貼ってとかそういう具体的に考えていくというのは大事かなど。みなさんの意見を聞きながらすごく勉強させていただきました。ありがとうございました。

会 長

それでは次に次第4.に進みます。次第4. その他となっておりますが、何かございますでしょうか。なければ以上で本日の議題は全て終了しました。最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

事務局

来年度の日程についてご案内します。資料5「令和4年度日野市子ども・子育て支援会議開催日程案」をご覧ください。来年度は全4回の開催を予定しています。次回、第1回支援会議は7月下旬と先の話になりますが、また追って開催通知等のご案内いたしますので、よろしくをお願いいたします。

会 長

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。